

論 文

学生生活調査からみた教育機会と学生の経済基盤

加藤 翔（筑波大学）

1. 長引く不況と階層化する日本社会

高等教育機会の平等性について関心が高まるなか、文部科学省による2002年度「学生生活調査」の結果が公表された。今回の調査における最大の知見は、学生の出身家庭の経済階層が大きく変化しつつあるという事実である。国立大学はこれまで、授業料が低い水準に抑制されてきたがゆえに低所得層に対して積極的に教育機会を提供していると考えられてきた。ところがいまや、国立大学と私立大学在学生の経済階層別構成比にほとんど差はみられない（詳細は第2節）。それでは、学生の経済階層と進学先大学の間にどのような関係が成立しており、高等教育機会の均等という理念はどの程度実現しているのだろうか。また、1960年初頭以降長く続けられてきた国立大学の地方分散・大都市抑制政策は、高等教育機会の均等という観点からどのような成果をもたらしたのか。これが本稿の第一の論点である。

日本経済はバブル崩壊後の長期停滞から脱しつつあるといわれているけれども、失業率の高止まりを始めとして雇用は依然として厳しい情勢のもとにある。家計所得の縮小にともなって教育費用の負担感は高まり、残念なことに、「経済的理由」により大学を中退するケースも増えているという¹⁾。中央教育審議会答申『我が国の中等教育の将来像』（2005年1月）のなかでもこの問題は取り上げられており、「学生に対する効果的な経済支援のための関連施策の充実・体系化」が早急に取り組むべき重点施策とされている。効果的な経済的支援策を構想ためには、日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金事業をはじめとする学生への経済的支援制度の全体像とその効果について検討することは必須であろう。これが第二の論点となる。

分析結果を踏まえ、最後に、現在実施されている学生支援制度群の前提となっている枠組みそのものを再構築することの必要性について論じる。

2. 摺らぐ低授業料政策

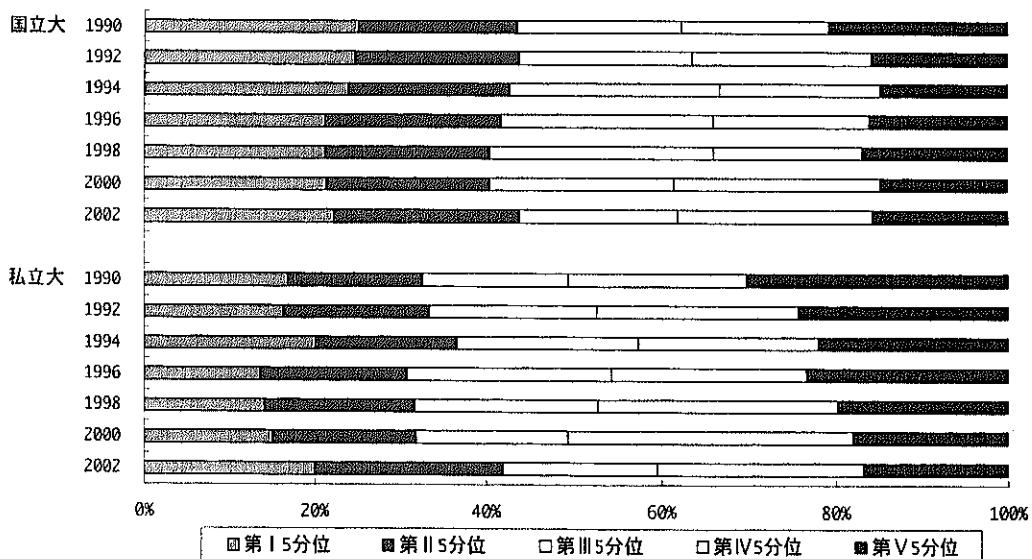
2002年度学生生活調査によれば、（四年制）大学・専門部の学費は、国立大の627千円に対して私立大では2倍を超える1,317千円となっている。国立大の授業料および他の学校納付金は1972年度以降急上昇を続けているけれども私立大学と比較すれば依然として低い水準に抑えられており、このことを通じて低所得層に対して広く教育機会が開放されることが期待されてきた。たとえば金子（1998）は、国立大学の果たしている三つの役割の一つを低授業料政策を通じた「教育機会均等の保証」とし、設置者別に学生の出身家庭の所得分布について検討を行っている。そこでは、1994年学生生活調査の分析を通じて国立大の学生は低所得層に偏っているという結果が示されている。ところが2002年度調査の結果をみると、もはやそのような傾向は

ない。

図1は大学・昼間部の学生を取り上げ、45~54歳の世帯主の家庭の所得階層区分別学生構成比のトレンドを示したものである²⁾。ここでは同年度の総務庁家計調査によって得られた五分位が用いられており、2002年度の場合は第Ⅰ五分位が5,171千円未満、第Ⅱ五分位が5,171千円~7,012千円未満、第Ⅲ五分位が~8,808千円未満、第Ⅳ五分位が~11,186千円未満、そして第Ⅴ五分位が11,186千円以上となっている。経済的負担力および学費以外の全ての条件に差がないと仮定すれば、低所得層の大学進学を阻害する要因は学費の高さのみである。そこでは、学費が高いほど経済的負担力の不足により進学が阻害されるケースが増えることになる。そのため経済的負担力が小さいほど学費の高い大学へ進学することは困難となり、学費の高い大学は高所得層によって占められるはずである。他方、経済的負担力が小さくとも学費が低ければ大学進学が阻害されるケースは減少し、その結果、所得階層による大学進学率の差は縮まると考えられる³⁾。

まず国立大からみていこう。過去8年間にわたり高所得層（第Ⅳおよび第Ⅴ五分位）出身者の比率は増加する傾向にあり、1994年の33%から2002年には38%を超えた。他方、低所得層（第Ⅰ五分位）の比率は1990年の25%から1996年には21%へと減少し、その後も停滞を続けている。国立大生に占める高所得層の比率が増加する一方で、2000年から2002年にかけて私立大生の出身階層も大きく変化した。低所得層（第Ⅰ五分位）の比率は15%から20%へと増加し、同時に高所得層の比率は第Ⅳ五分位が33%から24%、第Ⅴ五分位は18%から17%へと減少した。私立大における教育機会が低所得層に対してより開かれたということである。その結果、私立大の学費は国立大の2倍を超える高い水準にあるにもかかわらず、両者の間にみられた出身家庭の所得階層分布の差はほとんどなくなった⁴⁾。

図1 45~54歳の世帯主の家庭の収入階層区分別学生数の比率



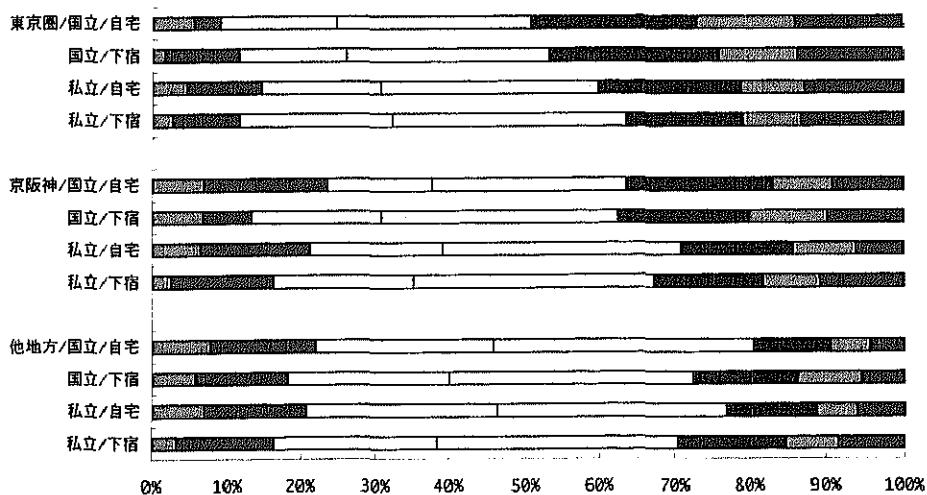
もちろんこの分析結果から直ちに国立大の低授業料政策が教育機会均等の保証に結びついで

いないとの判断を下すことはできない。2002年度学生生活調査の結果によれば、たとえば東京圏の私立大下宿生の学生生活費2,753千円に対して、他地方の私立大自宅生の学生生活費はその62%（1,707千円）に過ぎない⁵⁾。居住形態や所在地によって大きく生活費が異なっているため、学生生活費に大きな違いをもたらすこれらの要因についても考慮する必要がある。しかも、設置者によって居住形態や所在地別構成比は異なる。例えば私立大は東京圏の占める比率が46%と高く、国立大では他地方の比率が72%と高い。したがって所在地要因を考慮せずに単純な設置者間の比較を行えば、高額の生活費を要する東京圏の比率が高い私立大生の経済的負担は見かけ上重くなるというバイアスが生じることになる。その一方で、国立大生に占める下宿生の比率は60%と高くなっていることから、単純な比較では、下宿生が多い国立大生の経済的負担は見かけ上重なることになる。さらに図1では出身家庭の所得階層分位を用いるため便宜的に世帯主45～54歳のサンプルのみが抽出されている。これは学生全体の74%の傾向を示すものに過ぎず、設置者別に出身家庭所得の分布を比較するのであれば特定の世帯主年齢層に限定する理由はない⁶⁾。以上の議論を踏まえ次節では、2002年度学生生活調査のデータを用い、所在地および居住形態をコントロールしたうえで設置者別に出身家庭の所得階層分布について検討を行う。

3. 閉ざされた東京圏の進学機会

生活費に大きな違いをもたらす所在地および居住形態別に出身家庭の所得分布をみたものが図2である。東京圏の自宅生の学生生活費（平均）は、国立大の1,258千円に対して私立大では学費の高さを反映して1,871千円となっている。その一方で、家庭所得1,200万円以上の比率をみると国立大の27%よりも私立大は低く（21%）、そして家庭所得500万円未満の比率は国立大の9%よりも私立大の方が高く15%となっている。つまり、学費が60万円以上低い水準に抑えられているにもかかわらず、国立大生には高所得層が多く低所得層が少ないということであ

図2 在地・設置者・居住形態別にみた家庭の年間所得



る。自宅生の場合に比べれば差は小さくなっているものの、下宿生の場合も同様に学費が低い国立大生に高所得層が多くみられる。学費を低い水準に抑えすることで低所得層に対して積極的に教育機会を提供することが、国立大に期待される重要な役割のはずである。ところが東京圏では、国立大を通じた教育機会は経済的負担力の大きな高所得層によって多くを占められているのである⁷⁾。

京阪神では、東京圏とは異なり国立大生の所得階層が相対的に高いという逆転した傾向はみられない。たとえば自宅生を比較すると、家庭所得500万円未満の低所得層の比率は国立大で24%であり、私立大の21%よりもやや多い。また家庭所得1,200万円以上の比率をみると国立大の方がやや高くなっている。このように設置者別の所得階層分布に一貫した傾向のみられないのが京阪神の特徴である。

学費が低く抑えられているために国立大生の経済的負担が私立大生よりも軽くなっているのは、他地方の場合も同様である。そこで低所得層の比率をみると、家庭所得300万円未満は国立大の自宅生8%に対して私立大では7%、家庭所得500万円未満の比率は国立大の18%に対して私立大では16%である。確かに学費の低い国立大生に占める低所得層の比率は私大生よりも高くなっているけれども、その差はわずかでしかない。むしろここで注目すべきは、学費に56万円もの大きな差があるにもかかわらず、低所得層の比率にはわずかな差しかないという事実である。授業料を低い水準に設定することで経済的負担を軽減し、このことを通じて低所得層の大学進学を促進する。分析結果を見る限り、低授業料政策を支えるこの理念は東京圏以外の地域においてあまり実現していないといえよう。下宿生の場合も同様の傾向が観察される。

国立大生に対して低授業料という形で事実上の経済的支援が大規模に行われているにもかかわらず、低所得層の構成比をみると設置者間に差はほとんどない。その理由として考えられるのが、経済的負担力の弱い低所得層においてさえ大学選択にあたり学費の多寡はほとんど考慮されていないのではないかという仮説である。もしもこの仮説が正しければ、経済的支援を通じて低所得層の大学進学を促進するという政策の大前提が崩れることになる。次節では、この仮説についてさらに検討をすすめる。

4. 阻害要因ではない高学費

国立大は私立大に比べて学費が低い水準に抑えられているにもかかわらず、学生の出身家庭の所得分布にほとんど差はみられない。ここから導き出される仮説の一つは、家庭の経済的負担力による制約を受けることなく大学選択が行われており、高学費は低所得層が大学選択を行う際の障壁となってはいないというものである。授業料が一律に定められている国立大とは異なり、私立大には学費に大きな幅がある。もし家庭の経済的負担力を考慮することなく大学選択が行われているとするならば、学費の高い私立大と低い私立大を比較しても出身家庭の所得に差はないはずである。

私立大の学費に着目し100万円未満、100万円～120万円未満、～140万円未満、～200万円未満という4つのグループを設定し、所在地および居住形態別に比較を行った分析の結果が表1

である⁸⁾。東京圏の自宅生の生活費は50万円程度と安定した水準にあり、したがって学費の格差がそのまま修学に要する費用（学生生活費）に反映される。学費が高くなるほど高額の収入が必要となるため、学生収入を比較すると学費100万円未満の1,692千円に対して学費140～200万円未満では2,256千円となっている。学生を経済的に支えている家庭給付額もまた学費が高くなるほど増加し、学費100万円未満の939千円に対して、120万円未満は1,147千円、140万円未満は1,332千円、そして学費200万円未満では1,587千円となる。学生生活費の70～75%に相当する金額が家庭から給付されている計算になる。家庭給付額にこれだけの差があるのだから、学費水準に応じて家庭所得が異なっていてもおかしくない。ところが現実にはそのような傾向は観察されない。すなわち、学費が100万円未満のグループの平均家庭所得は9,150千円、120万円未満は9,110千円、140万円未満は8,954千円、そして200万円未満では9,195千円であり、学費が高いからといって出身家庭の所得も高くなるという事実はない。京阪神の自宅および下宿をみても、学費が高額であるほど家庭の経済的負担（家庭給付額）は重くなっているにもかかわらず、学費と家庭所得の間に一貫した関係はない⁹⁾。私立大生の66%が集中するこれら大都市圏では、高い学費は学生の所得階層にほとんど影響を及ぼしていない、つまり進学先私立大の選択にあたり家庭の経済的負担力は考慮されていないという結果である。

表1 学費別にみた学生生活費と家庭所得（私立大学／昼間部）

学費		学 費	生活費	学生 生活費	学生収入	家庭給付	家庭所得	家計 負担率
東 京 圏	100万未満	866	490	1,355	1,692	939	9,150	10%
	120万未満	1,097	527	1,624	1,852	1,147	9,110	13%
	140万未満	1,293	538	1,831	2,014	1,332	8,954	15%
	200万未満	1,599	491	2,090	2,256	1,587	9,195	17%
	100万未満	863	1,381	2,244	2,595	1,834	8,648	21%
	120万未満	1,095	1,406	2,501	2,679	1,881	8,695	22%
	140万未満	1,297	1,372	2,670	2,899	2,186	10,086	22%
	200万未満	1,606	1,415	3,021	3,234	2,599	9,146	28%
京 阪 神	100万未満	903	382	1,285	1,561	875	7,887	11%
	120万未満	1,098	458	1,556	1,781	1,032	8,185	13%
	140万未満	1,295	445	1,741	1,973	1,190	7,568	16%
	200万未満	1,578	488	2,066	2,237	1,435	7,991	18%
	100万未満	896	1,128	2,024	2,260	1,556	8,126	19%
	120万未満	1,077	1,260	2,337	2,558	1,895	8,773	22%
	140万未満	1,274	1,327	2,600	2,874	2,078	8,393	25%
	200万未満	1,611	1,307	2,919	3,113	2,333	8,600	27%
他 地 方	100万未満	846	447	1,292	1,610	882	7,270	12%
	120万未満	1,103	480	1,583	1,798	1,058	7,590	14%
	140万未満	1,293	436	1,729	1,938	1,224	7,533	16%
	200万未満	1,561	483	2,044	2,223	1,500	8,189	18%
	100万未満	836	1,172	2,008	2,245	1,603	7,598	21%
	120万未満	1,101	1,157	2,258	2,591	1,884	7,826	24%
	140万未満	1,301	1,146	2,448	2,662	2,029	8,301	24%
	200万未満	1,562	1,210	2,771	2,939	2,274	8,467	27%

単位は千円

このように、東京圏や京阪神地域では家庭の経済的負担力が考慮されることなく私立大の選択が行われている。その結果、学費が高い大学ほど家庭の経済的負担は重くなることになる。ここで、家庭の経済的負担の重さを計測する指標として家計負担率（家庭所得に占める家庭給

付額の比率)を導入しよう。たとえば東京圏の自宅生の場合、学費100万円未満の学生への家庭給付額939千円に対して家庭所得は9,150千円である。したがって家計負担率は10%となる。すでにみたとおり、学費が高いほど多くの家庭給付が必要となる一方で家庭所得が高くなるわけではない。その結果学費が高くなるほど家計負担率は上昇し、200万円未満では17%に達する。下宿生の場合は、高額の住居光熱費を支払うためにさらに高額の家庭給付額が必要となり、負担率も高くなる。東京圏の下宿生で最も家庭負担率が高いのは学費200万円未満のグループの28%である。京阪神の場合も同様に、学費が高いほど家計負担率は高くそして自宅生よりも下宿生の家計負担率が高いという共通する傾向がみられる。最も負担の重い学費200万円未満の下宿生の家計負担率は27%である。

他地方の場合、大都市圏とは異なり学費が高い大学ほど家庭所得も高額となっている。家庭所得額だけをみれば家庭の経済的負担力に応じた大学選択が行われているようにも見えるけれども、家計負担率をみると必ずしもそうとはいえない。自宅生で学費100万円未満の家計負担率12%に対して学費200万円未満では18%に上がる。下宿生では、学費100万円未満の家計負担率21%に対して学費200万円未満では27%となっている。大学選択にあたり家庭の経済的負担力が全く考慮されていないとはいえないけれども、学費が高い大学ほど家計の負担は重くなってしまっており、家計負担率の高さは東京圏や京阪神と比較しても遜色ない水準にある。

経済的負担力が考慮されることなく進学先私立大が選択されている。したがって、もし進学した大学の学費が高ければ結果的に家計負担率も高くなり、学費が低ければ家計の負担も低くなるということである。ここで、学費が70万円程度の私立大を仮に想定しそこでの家計負担について考えてみよう。東京圏の私立大自宅生であれば生活費は50万円程度であるから、学生生活費はおよそ120万円となる。学生生活費の70%に相当する金額が家庭から給付されるとすれば、この場合の家庭給付額は84万円。東京圏の私立大自宅生の家庭所得は学費の高低によらず910万円程度で安定しているから、家計負担率はおそらく9%程度ということになろう。ここで私立大から目を転じ国立大の実態についてみてみよう(表2)。東京圏の自宅生の場合、学費は726千円で学生生活費は1,257千円、そして家庭給付は871千円。家庭所得は私立大よりも高く958万円、家計負担率は9%となっている。これらの数字は、学費70万円という仮想的な私立大とほとんど変わらない。すなわち、経済的負担力が考慮されることなく進学先私立大が選択さ

表2 学費別にみた学生生活費と家庭所得(国立大学／昼間部)

		学 費	生 活 費	学 生 生 活 費	学 生 収 入	家 庭 給 付	家 庭 所 得	家 計 負 担 率
東京圏	自宅	726	531	1,257	871	1,354	9,582	14%
	下宿	613	1,543	2,156	1,755	2,304	9,530	24%
京阪神	自宅	669	426	1,095	672	1,210	8,214	15%
	下宿	618	1,387	2,005	1,457	2,202	8,731	25%
他 地 方	自宅	680	427	1,107	740	1,278	7,261	18%
	下宿	598	1,208	1,806	1,431	1,997	7,946	25%

単位は千円

れどおり、国立大もまたその延長線上にあるということである。この傾向は、地域および居住形態の違いを超えて観察される。

家庭の経済的負担力が考慮されることなく大学選択が行われているとするならば、学費の多寡による出身家庭の所得差がないと同時に、高学費の私立大から低所得層が締め出されるということもないはずである。この点について検証するため私立大の学費別に家庭所得分布をみたものが表3である¹⁰⁾。学費が140～200万円未満の私立大にしめる家庭所得400万円未満の比率をみると、自宅生の場合は東京圏6%、京阪神16%、他地方9%。生活費の高い下宿生の場合でも東京圏10%、京阪神10%、他地方8%も存在する。国立大や学費の低い私立大と比較しても遜色はなく、学費の高い大学から低所得層が締め出されてはいないことがわかる。

表3 設置者・学費別にみた家庭所得分布

			家庭所得								
			400万未満	600万未満	800万未満	1,000万未満	1,500万未満	2,000万未満	2,000万以上		
			学費	国立大学	8%	8%	19%	15%	36%	18%	3%
東京圏	自宅	私立	100万未満	7%	15%	17%	18%	32%	8%	4%	
		120万未満	11%	11%	21%	20%	24%	8%	4%		
		140万未満	11%	15%	21%	15%	28%	8%	3%		
		200万未満	6%	12%	23%	19%	30%	7%	3%		
		国立大学	4%	14%	19%	17%	33%	9%	4%		
	下宿	私立	100万未満	8%	14%	29%	13%	28%	2%	7%	
		120万未満	4%	20%	28%	22%	19%	3%	5%		
		140万未満	3%	14%	19%	23%	31%	4%	7%		
		200万未満	10%	12%	18%	25%	20%	10%	6%		
		国立大学	13%	16%	17%	17%	27%	8%	1%		
京阪神	自宅	私立	100万未満	13%	18%	24%	15%	22%	5%	2%	
		120万未満	12%	15%	15%	24%	30%	2%	2%		
		140万未満	10%	22%	22%	27%	15%	4%	1%		
		200万未満	16%	19%	21%	17%	21%	3%	3%		
		国立大学	10%	12%	22%	19%	28%	6%	3%		
	下宿	私立	100万未満	11%	16%	19%	24%	22%	5%	2%	
		120万未満	4%	17%	23%	25%	20%	9%	2%		
		140万未満	11%	17%	9%	24%	33%	4%	2%		
		200万未満	10%	25%	19%	15%	17%	8%	6%		
		国立大学	13%	21%	25%	23%	15%	3%	1%		
他地方	自宅	私立	100万未満	13%	19%	28%	21%	14%	3%	1%	
		120万未満	14%	18%	25%	21%	16%	3%	2%		
		140万未満	12%	19%	30%	17%	16%	4%	2%		
		200万未満	9%	14%	26%	21%	25%	4%	2%		
	下宿	国立大学	13%	16%	22%	22%	22%	4%	1%		
		私立	100万未満	10%	20%	29%	17%	19%	3%	1%	
		120万未満	11%	13%	30%	20%	22%	3%	2%		
		140万未満	10%	16%	25%	20%	21%	6%	2%		
		200万未満	7%	14%	28%	23%	20%	7%	2%		

以上の分析を通じて、学費が低い水準に抑えられても低所得層からの進学者が増えるわけではなく、学費が高くても低所得層の進学が阻害されるわけでもないことが明らかになった。もちろん、奨学金や授業料免除など経済的支援が行われているからこそ低所得層からの進学が可能となっているという側面もある。次節では、これら経済的支援の全体規模の推計を行うと共に、その効果について検討を行う。

5. 経済的支援制度の全体像

5-1. 2兆円規模の経済支援

主として家庭の負担によって学生生活が経済的に支えられているなかで、低所得層の修学を支えるためのさまざまな支援制度が存在している。改めて整理すると、まず日本学生支援機構（旧日本育英会）による事業をはじめとする奨学金制度があり、そして低水準に据え置かれた国公立大の授業料も学生生活を経済的に支援する制度とみなすことができる。少規模ではあるけれど授業料免除という制度もある。これに加えて、通学圏外の大学に学ぶ学生の住居光熱費および食費を低く抑える学寮制度がある。以上の経済的支援制度群の全体像についてみたものが表4である。

表4 学生への経済的支援制度とその規模

学生総数 (人)	奨学金		低学納金 総額	授業料全額免除		授業料半額免除	
	受領率	総額		免除率	総額	免除率	総額
国立大学	446,546	32%	917	2,887	4.4%	97	2.2% 23
公立大学	95,208	40%	232	613	2.7%	13	2.4% 5
私立大学	1,850,866	31%	4,256	-	0.6%	92	1.3% 75
全 体	2,392,620		5,405	3,500		262	1.03

金額は億円

まず奨学金についてみると、国立大では全学生の32%が平均633千円、公立大では40%が616千円、そして私立大では31%が754千円を受給しており、ここから奨学金総額5,405億円という推計値を得ることができる¹¹⁾。次に学納金についてみると、私立大の授業料は896千円、その他の学納金は253千円でありこれらを合計すると1,149千円となる。公立大の学納金は505千円、国立大では502千円であるから、私立大に比べると学生一人あたりの経済的負担はそれぞれ568千円および571千円軽減されていることになる¹²⁾。これらの金額に国公立大の学生数を乗じることで、国公立大進学を通じて軽減される学納金の総額3,500億円が得られる。授業料免除制度は相対的に規模が小さく、国立大では全額免除4.4%、半額免除2.2%である。これらの比率から、免除される国立大授業料の推計値は120億円、国公私立大全体で305億円となる。

学費とは異なり、生活費は大学の所在地によって大きく異なる（表5）。例えば通学圏外の大学に学ぶ国立大下宿生の住居光熱費は50万円を越え、学費と並ぶ重い経済的負担となっている。東京圏に下宿する国立大生の住居光熱費は特に高く720千円。この経済的負担を軽減するのが学寮制度であり、東京圏の国立大生の場合は122千円に抑えられている。学寮に居住することにより住居光熱費に加えて食費も軽減され、下宿生との差額は東京圏で679千円、京阪神で523千円、そして他地方では415千円となる（国立大の場合）。それぞれの差額に学生数を乗じたものの和をもって学寮制度を通じた経済的支援の総額とみなすことができ、ここから国立大は138億円、公立大は5億円、そして私立大では296億円という推計値を得る。

学生への経済的支援はこれだけにとどまらない。住居光熱費および食費の軽減を通じた実質的な大規模経済支援が、大学の地元立地を通じて行われている。東京圏の国立大の場合、下宿

表5 学寮及び地元立地を通じた経済的負担の軽減額

		学生数	学寮制度による負担の軽減			地元進学による負担の軽減		
			学寮生比率	差額/人	総額	自宅生比率	差額/人	総額
国立大学	東京圏	58,588	9%	679	36	42%	942	233
	京阪神	65,873	6%	523	19	50%	879	291
	他地方	322,085	6%	415	83	28%	737	661
	全国	446,546			138			1,185
公立大学	東京圏	5,016	0%	-	0	55%	837	23
	京阪神	22,158	2%	334	1	64%	756	108
	他地方	68,034	2%	261	3	32%	684	151
	全国	95,208			5			282
私立大学	東京圏	843,753	7%	345	201	58%	856	4,161
	京阪神	371,522	4%	288	38	62%	722	1,675
	他地方	635,591	4%	204	57	49%	705	2,217
	全国	1,850,866			296			8,052
全体		2,392,620			439			9,519

差額は千円、総額は億円

生であれば平均1,094千円を要する住居光熱費費および食費が自宅生ではわずか152千円、その差額は942千円に達する。地元に大学が立地するからこそ自宅通学が可能となるのであり、そのような進学機会が提供されそして活用されることによって軽減される生活費もまた、学生への実質的な経済的支援とみなすことが可能である。東京圏の国立大における自宅生の比率は42%であり、ここから支援額の推計値223億円を得ることができる。自宅通学が可能な進学機会の活用を通じて軽減される生活費負担（経済的支援）の総額は国公立大全体で9,519億円にのぼる。先にみた奨学金、国公立大の低学納金、授業料免除および学寮制度を通じた支援と併せて、学生への経済的支援の総額はおよそ1.9兆円と推計される。

5-2. 社会的必要からみた支援制度

総額で2兆円近い規模に達する学生への経済的支援の背景にあるのが、教育機会の均等という理念である。すでにみたとおり、さまざまな経済的支援制度を通じて低所得層の負担は軽減されており、そこでは確かに社会的必要に応えているといつてよい。その一方で、必ずしも全ての支援が教育機会均等の実現に貢献しているわけではない。ここでは所得階層および居住地域という2つの視点から、これらの支援制度が教育機会の均等を実現する上でどの程度貢献しているか検討を行う。

経済的支援状況の詳細について、設置者および家庭所得別にみたものが表6である。授業料免除を受けている学生の比率は設置者によって大きく異なり、国立大では全額免除が4%で半額免除が2%、公立大では全額免除が3%で半額免除が2%となっている。学生全体に占める免除者の比率は低いけれども対象となる学生は低所得層に集中しており、国立大で家庭所得400万未満では22%が全額免除、10%が半額免除を受けている。公立大でも家庭所得400万未満のうち11%が全額免除、11%が半額免除を受けている一方で、家庭所得が400万円以上の学生に対する授業料免除はほとんどない。規模的には限られているとはいえ、低所得層に対して集中的に支援が行われているという点で、授業料免除制度は教育機会の均等を実現する上で貢献していると考えられる。社会的必要に応えることを強く求められる国公立大は異なり、私立大における授

業料免除はそれぞれの大学の経営戦略の一環として位置づけられるべきものである。実際のデータをみても、所得階層と免除者率との間に明確な関連はみられない。

表6 家庭所得と経済的支援制度

家庭所得	授業料免除者率		奨学金の申請/採択			学寮生 の比率	
	全額	半額	受領	不採択	非申請		
國立大	400万未満	22%	10%	66%	4%	29%	24%
	600万未満	4%	2%	51%	5%	44%	14%
	800万未満	1%	1%	35%	4%	61%	9%
	1,000万未満	1%	0%	23%	4%	73%	6%
	1,500万未満	2%	0%	14%	3%	83%	4%
	1,500万以上	1%	1%	2%	2%	96%	5%
	小計	4%	2%	32%	4%	64%	10%
公立大	400万未満	11%	11%	73%	3%	24%	3%
	600万未満	2%	3%	64%	4%	32%	2%
	800万未満	1%	1%	33%	4%	63%	3%
	1,000万未満	1%	1%	26%	6%	68%	5%
	1,500万未満	1%	0%	17%	3%	80%	3%
	1,500万以上	0%	0%	9%	1%	90%	2%
	小計	3%	2%	40%	4%	57%	3%
私立大	400万未満	1%	4%	67%	3%	30%	14%
	600万未満	1%	1%	49%	3%	48%	17%
	800万未満	1%	2%	35%	3%	62%	12%
	1,000万未満	0%	1%	23%	3%	75%	12%
	1,500万未満	0%	0%	16%	3%	81%	11%
	1,500万以上	1%	1%	6%	2%	92%	6%
	小計	1%	1%	31%	3%	66%	12%

奨学金をみても、低所得層ほど受給率が高くなっている。国立大の低所得層をみると、家庭所得400万円未満の66%、400～600万円未満では51%の学生が受給している。所得階層が高くなるほど受給率は低下し、1,000～1,500万未満の高所得層では15%前後となる。その一方でたとえば国立大で家庭所得400万円未満の34%が奨学金を受給しておらず、しかもそのほとんど（29%）は奨学金の申請さえ行っていない。すなわち、低所得層であっても必ずしも奨学金を必要としているわけではなく、同時に、特別な理由がない限り経済的支援が必要とは考えにくい高所得層における奨学金受給率は例外とはいえない高水準にあるということである。学費負担が重い私立大生もまた同様の傾向にある。奨学金制度とは本来、経済的理由により修学に困難がある学生を支援するはずのものである。理念と現実との間にあるこの深刻なギャップについて、次節の学生の収入内訳に関する詳細分析を通じてさらに検討を深める。

低所得層に対して手厚い支援を行うもう一つの制度が学寮である。通学圏外の大学に通う学生のうち下宿ではなく学寮に居住するものの比率は低所得層において高く、国立大の400万未満では24%、400～600万未満では14%となっている。この傾向は特に東京圏に顕著にみられ、400万未満では53%、400～600万未満でも35%が学寮に居住している。私立大の場合は、東京圏に限定すれば低所得層の学寮比率は高く400万未満は23%、400～600万未満では23%となっている。

5-3. 破綻した地方分散政策

繰り返しになるけれども、経済的負担力および学費以外の条件に差がないと仮定すれば、学費が低い国立大には私立大よりも多くの低所得層が進学しているはずである。ところが3節でみたとおり、現実には東京圏の国立大生の家庭所得は私立大生よりも高額である。したがって、経済的負担力以外の何らかの要因が作用しているということになる。周知のように、大学の過度の大都市集中そして進学率と収容力の地域間格差の是正という政策目標のもと、大都市圏における国立大の規模は抑制され、大都市圏外における国立大の拡充が進められてきた¹³⁾。いわゆる地方分散（大都市抑制）政策である。その結果、需要に応じて設置された私立大では学生数ベースで46%に達する東京圏の構成比率が、国立大ではわずか13%に過ぎない（2002年現在）¹⁴⁾。極度に限定された国立大への進学機会は、結果的に入試段階における学力競争の高度化をもたらした。このような状況のなかで「教育達成における階層格差」（苅谷 2003）が生じたとすれば、必然的に国立大における高所得層の比率は高まり低所得層の比率は低下する。そしていまや、低授業料政策をとる国立大生の所得階層は私立大生よりも高くなってしまった。地方分散政策が、教育機会の低所得層への開放という国立大低授業料政策の主要な目的の実現を阻むという皮肉な図式である。進学および在学時にどれだけ経済的支援を行おうと、東京圏におけるこの問題構図を乗り越えることは難しい。

それでは、拡充された大都市圏外の国立大は教育機会の均等を実現する上でどの程度貢献しているのだろうか。修学に要する費用負担の軽減をもたらすという点で、地元国立大という教育機会の拡充はたしかに効果的な政策といえる。大都市圏外の学生生活費を比較すると、私立大自宅生の1,708千円、国立大下宿生の1,810千円に対して国立大の自宅生であれば1,106千円に抑えられる。これだけの差があれば、それまでは経済的理由により進学を断念していたけれども地元国立大の拡充によりはじめて大学進学が可能となるというケースが期待できる。それだからこそ、国立大は広く全国に分布しているのである。このことを通じて、国立大が立地する地域の進学率向上も期待できる。

ところがその一方で、地元出身の自宅生ではなく遠隔地からの下宿生が多くなると、教育機会均等の実現という観点からみた国立大の貢献度は低下する。学生生活費の比較を通じて明らかのように、遠隔地からの下宿生は地元私立大への進学を可能とする経済的負担力を持っているからである。下宿生が増加すれば結果的に、私立大や通学圏外の国立大に進学することが経済的に困難な高校卒業者に対する教育機会が減ることになる。経済的負担の軽減という観点からも、下宿生の過度の増加は望ましいものとはいえない。しかも、遠隔地出身の下宿生をどれだけ受け入れても地元地域の進学率は向上しない。つまり大都市圏外の国立大は、地元出身の自宅生を多数受け入れることを通じて、教育機会の均等（経済的負担の軽減）と地域の進学率向上という二つの政策目標を達成できるということである。評価の指標となる地元国立大進学率および下宿生の比率について、以下、検討していこう¹⁵⁾。

平成14年度の学校基本調査によれば、東京圏の高校を卒業した大学進学者16.2万人に対して同地域の国立大入学者総数は1.7万人、その比率（国立大の収容率）は11%となる。京阪神における収容率も同じような低い水準（14%）にある。これに対して他地域における国立大の規模

は相対的に大きく、収容力は平均25%という高い水準となっている。地方分散政策の結果、修学費用を低く抑えることのできる地元国立大という進学機会そのものが、東京圏および京阪神では相対的に少なく、他地域（大都市圏外）で多くなっていることがわかる。

他方大学進学者にしめる地元国立大入学者の比率をみると、東京圏の高校を卒業した大学進学者16.2万人のうち同地域の国立大入学者は7.6千人、比率では5%となる。同様の計算により、京阪神における地元国立大入学者率7%を得る。これに対して他地域では、大都市圏に比して国立大の収容率が高くなっていることから、地元国立大入学者率が高い水準にあることが期待される。ところが実際には、多くの教育機会が開かれているにもかかわらず他地域における地元国立大学進学者率はわずか8%、大都市圏とほとんど変わらない水準にとどまっているのである。地方分散政策のもと大都市圏外の国立大はたしかに拡充されたにもかかわらず、この安価な教育機会は地元出身者からあまり活用されていないという残念な結果である。学生生活調査を通じて得られた国立大生の居住形態別構成比をみても、東京圏の42%、京阪神の50%が生活費の安い自宅生であるのに対して、他地方における自宅生比率は低く28%に過ぎない¹⁶⁾。

大学収容率の低い大都市圏外において国立大を拡充し、経済的負担が低水準に抑制される地元出身者（自宅生）を多数受け入れ、このことを通じて地域の進学率の向上をはかる。地元国立大への進学率および下宿生の比率を見る限り、国立大の地方分散政策において描かれていたこのシナリオは破綻したとみなさざるを得ないのではないか¹⁷⁾。

6. 社会的必要からみた奨学金制度

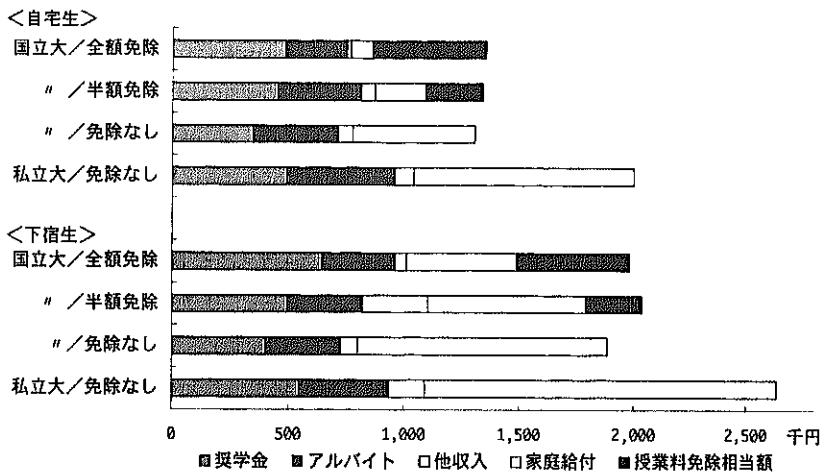
すでにみたように、奨学金制度は低所得層の修学を経済的に支援するという重要な役割を果たしている。ところがその一方で、奨学金の申請を行わない低所得層も少なからず存在する。同時に、高所得層における奨学金受給率は例外とはいえない高い水準にある（表6）。それでは、デマンドではなく社会的必要性の有無という観点からみたとき、どの程度の経済的困難に対してどの程度の支援を行うべきだろうか。具体的な制度設計において必要不可欠となるこの論点について、学生収入・学生生活費と奨学金との関係を手がかりに検討を行おう。

6-1. 低所得層を支える支援制度

詳細な検討に先立ち、学生収入にしめる奨学金の位置づけの概要についてみておこう。家庭所得が400万円未満という厳しい経済的環境にある学生の収入内訳を示したものが図3である。ここでは、居住形態および授業料免除の有無別に国立大生と私立大生の比較が行われている。

授業料の全額免除を受けている国立大自宅生の場合、奨学金、アルバイト収入および授業料免除相当額を合計すると120万円を上回り、家庭給付がなくとも学生生活を送ることができる計算になる。授業料免除を受けていない場合は、奨学金348千円、アルバイト収入361千円に加えて家庭からの給付531千円によって学生生活が支えられている¹⁸⁾。私立大では授業料免除はほとんど期待できない。授業料免除を受けていない場合、奨学金491千円、アルバイト収入は472千円であり、これに家庭給付957千円が加わる。家庭給付額は平均家庭所得262万円の37%を

図3 家庭所得400万円未満の学生の収入内訳



占める重い負担となっている¹⁹⁾。厳しい経済状況のなか、奨学金は家庭の経済的負担を軽減する上で大きな役割を果たしていることがわかる。

下宿生の場合、高額の住居光熱費に対応するため家庭給付額は大幅に増加する。これに伴い家計負担率も上昇し、授業料免除を受けていない国立大生では40%、私立大生では55%に達する。かりに奨学金を受給できずこのことによって生じる不足分を家庭給付の増額で補った場合には、家計負担率はそれぞれ55%（国立大）および75%（私立大）と極端に高い値となる。ここでも奨学金が重要な役割を果たしていることがわかる。以下、国立大生と私立大生の学生収入・学生生活費と奨学金との関係について、居住形態別に詳しくみていく。

6-2. 支援を要さない国立大学の自宅生

授業料免除を受けていない国立大自宅生の学生生活費をみると（表7）、家庭所得が1,500万円以上という極端な高所得層は例外として、家庭所得の多寡にかかわらず学費は70万円前後となっている。生活費にも差はほとんどみられず43万円程度、学生生活費の総額もおよそ113万円と安定した水準にある。したがって、もし授業料の全額免除を受けることができれば学費は約20万円となり、そして学生生活費は63万円程度に抑えられる計算となる。たとえば国立大自宅生のアルバイト状況をみると60万円以上収入を得ているものの比率は24%、70万円以上でも13%に達していることから、学生の自助努力のみで学生生活費のかなりの部分をカバーすることが可能である。つまり授業料免除を受けている国立大自宅生は、家庭からの給付に依存することなく修学を継続することができ、奨学金もそれほど必要ないということになる。

奨学金の必要性は薄いという試算結果にもかかわらず、家庭所得400万円未満で授業料全額免除を受けている国立大自宅生のうち92%は平均525千円の奨学金を受給している。その収入内訳について詳しくみていく。図4は、家庭所得および授業料免除と奨学金の有無別に学生収入の内訳をみたものである。家庭からの経済的支援は不要という試算どおり、家庭給付はわずか74千円にすぎない。これに525千円の奨学金が加わることで修学を継続するために必要な収入

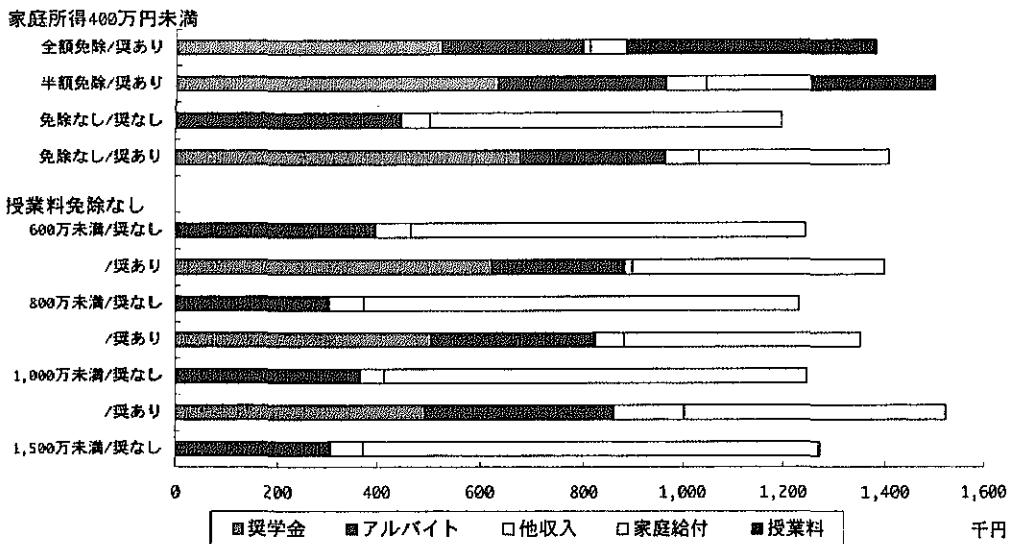
表7 所得階層別にみた学生生活費の内訳

家庭所得		学生生活費								総額	
		学費			生活費						
		授業料	他の学納金	他の学費	小計	食費	住居費	他の生活費	小計		
国立大	400万未満	4,959	8	197	701	96	0	353	449	1,150	
	600万未満	4,962	4	186	686	124	1	313	438	1,124	
	800万未満	4,963	8	205	710	106	0	320	426	1,135	
	1,000万未満	4,963	8	208	712	114	0	290	404	1,116	
	1,500万未満	4,953	6	220	721	115	6	313	434	1,155	
	2,000万未満	4,965	9	254	759	178	0	483	661	1,421	
	400万未満	4,881	2	100	590	315	531	315	1,162	1,752	
	600万未満	4,930	11	111	615	317	522	374	1,213	1,829	
	800万未満	4,954	4	110	609	316	579	390	1,285	1,895	
	1,000万未満	4,971	9	135	640	318	550	350	1,218	1,859	
私立大	1,500万未満	4,955	7	116	618	342	585	389	1,316	1,934	
	2,000万未満	5,029	5	147	655	348	632	421	1,401	2,056	
	400万未満	8,277	212	202	1,241	109	1	325	435	1,676	
	600万未満	8,429	239	205	1,287	114	0	340	454	1,742	
	800万未満	8,338	222	201	1,257	127	3	352	482	1,739	
	1,000万未満	8,454	217	210	1,273	121	0	371	492	1,765	
	1,500万未満	8,397	223	219	1,281	121	3	366	489	1,770	
	2,000万未満	8,413	223	206	1,270	146	0	425	570	1,840	
	2,000万以上	8,826	226	230	1,339	154	9	495	658	1,998	
	400万未満	8,669	216	133	1,216	269	499	337	1,106	2,321	
学宿	600万未満	8,555	224	120	1,199	299	515	402	1,216	2,416	
	800万未満	8,113	233	118	1,162	304	562	370	1,236	2,398	
	1,000万未満	8,720	220	144	1,236	316	585	401	1,303	2,538	
	1,500万未満	8,501	247	125	1,222	320	582	404	1,306	2,528	
	2,000万未満	8,910	317	197	1,404	319	625	421	1,365	2,769	
	2,000万以上	9,100	321	162	1,393	408	773	568	1,750	3,142	

単位は千円

は確保される。そのため、アルバイト収入はわずか275千円にとどまる。比較を行うため便宜的に授業料免除相当額を収入とみなせば、学生収入の総額は1,383千円となる。

図4 国立大・自宅生の学生収入の内訳



ここで、比較の対象として高所得層（家庭所得が1,000～1,500万円未満）の学生収入について

て確認しておこう。高所得層の国立大自宅生のうち95%は奨学金を受給しておらず、その収入総額は1,272千円。内訳をみると家庭給付901千円、アルバイト収入308千円などとなっている。学生収入の70%以上を占める家庭給付（901千円）は一般的には決して軽い負担とはいえないけれども、この所得層の平均家庭所得は1,106万円に達しており家計負担率はわずか8%でしかない。高い負担能力があるにもかかわらず家計負担率が低い水準にとどまっている事実から、以下の2点を指摘することができる。第一に国立大の自宅生にとって1,272千円という収入が十分な金額である、第二に308千円というアルバイト収入は容易に稼ぐことが可能である、といふものである。

先にみたように、家庭所得400万円未満で授業料全額免除を受けている国立大自宅生の実質的収入は1,383千円であり、高所得層の収入を10万円以上も上回っている。そのうえ、アルバイト収入275千円は高所得層をわずかとはいえ下回る。つまり、経済的に厳しい状況にあるがゆえに授業料の免除を受けているはずの低所得層が、公的支援を受けていない高所得層よりも経済的に豊かな学生生活を送っているのである。家庭所得400万円未満で授業料の半額免除を受けている学生をみても、大半が奨学金を受給しており、そこでの学生収入1,502千円もまた高所得層を大きく上回る。授業料免除と奨学金の組み合わせを通じて、家庭の経済的負担が大幅に軽減されると同時に学生生活に経済的ゆとりをもたらすような過度の経済的支援が行われていることがわかる。

問題となるのは、授業料免除を受けていない低所得層である。そのおよそ半数は679千円の奨学金を受給しており、これにアルバイト収入290千円、家庭給付373千円などが加わり収入総額は1,408千円となっている。ここでも、奨学金を受給していない高所得層よりもアルバイト負担は軽く、それにもかかわらず収入総額は大きくなっている。つまり奨学金の受給金額は、高所得層を上回る経済的ゆとりをもたらすほど高い水準にあるということである。その一方で、家庭所得400万円未満で授業料免除を受けていない学生のうち49%は奨学金を受給していない。奨学金非受給者の収入の中心となっているのは家庭給付698千円であり、これにアルバイト収入448千円などが加わり収入総額は1,199千円となる。ここでの学生生活を経済的に支えている家庭給付698千円は、平均家庭所得269万円の26%に相当する。もし、奨学金制度を通じた経済的支援を希望したにもかかわらず不採用となりその結果経済的負担に苦しんでいるということであれば、何らかの政策的対応が必要である。このような経済的困難を支援するための奨学金制度だからである。ところが現実には、奨学金を受給者していない49%の学生のうち日本学生支援機構の奨学金に申請したけれども不採用となったものはわずか4%にすぎず、その大多数（45%）は奨学金の申請すら行っていない。この事実から、国立大自宅生の場合、最も経済的支援を必要としているはずの低所得層であっても独力で修学を継続することが十分に可能であると考えることができる。厳しい経済状況のなか奨学金による支援を受けてはじめて修学が可能となるというケースはそれほどないのではないか。

奨学金の必要性は家庭所得が大きくなるにつれてさらに減少する。ここでの奨学金は、負担可能範囲内に収まっている家庭給付額をさらに引き下げ、アルバイト負担を軽減し、そして学

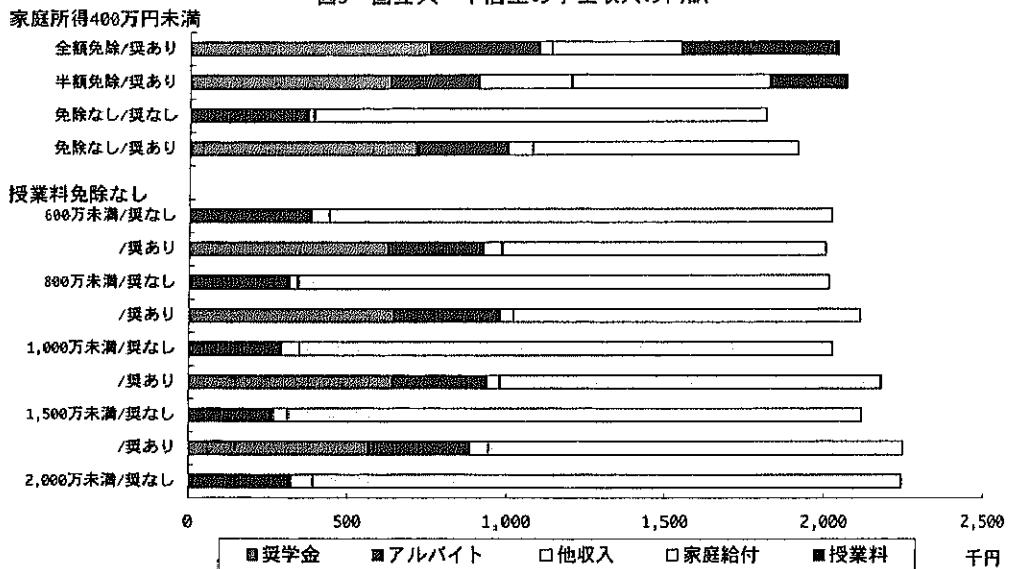
生生活に対して過剰な経済的豊かさをもたらすものとみなすことができる。

6-3. 通学圏外の国立大学

次に通学圏外の国立大に学ぶ学生についてみていく。学生生活費に現れる最大の特徴は自宅生にはみられない住居光熱費であり、57万円程度の負担増となる。食費をみても自宅生の12万円に対して下宿生では33万円と高い。その結果、下宿生の学生生活費は自宅生よりも80万円ちかく高額となる。修学に要する費用の増加にともなって家計負担も重くなるため、経済的支援の必要性は自宅生の場合以上に高いはずである。

国立大の下宿生について、授業料免除の有無および家庭所得別に学生収入の内訳をみたものが図5である。家庭所得400万円未満の19%は授業料の全額免除を受けており、そのほとんどは759千円の奨学金を受給している。この他にもアルバイト収入344千円や家庭給付414千円などを得ており、これに授業料免除相当額を加えた実質的な収入総額は2,047千円となる。この金額は、家庭所得800～1,000万円未満で奨学金非受給学生の収入（2,028千円）を上回っている。家庭所得400万円未満で奨学金の半額免除を受けているものも14%おり、その学生収入はさらに高額（2,073千円）となっている。授業料免除と奨学金の組み合わせはここでも、低所得層に對して経済的にゆとりある学生生活をもたらしている。

図5 国立大・下宿生の学生収入の内訳



家庭所得400万円未満という低所得層であっても授業料免除を受けることができるものは限られており、その2/3はこの優遇制度の恩恵にあずかるることはできない。これらの学生を支援しているのが奨学金制度であり、56%の学生が平均718千円の奨学金を受給している。奨学金による支援を受けることで、家庭給付は839千円、家計負担率は32%に抑えられる。国立大自宅生の学生生活費は高所得層を除けば190万円未満であることから（表7）、ここでの収入総額1,920千円は修学を継続するにあたり不自由のない金額と考えられる。

問題となるのは、家庭所得400万円未満で授業料免除を受けていないもののうち奨学金を受給していない44%である。家計への依存度合いはさらに高まり、家庭給付額は1,429千円、家計負担率は50%に達する。奨学金を受給することができれば家計負担は大幅に軽減されることはわかっているはずである。それにもかかわらず、日本学生支援機構の奨学金に申請したけれども不採用となったものは非受給者44%のうちのわずか8%に過ぎず、残りの35%は奨学金の申請さえ行っていない。これだけ多数の低所得層が、重い経済的負担を負っているにもかかわらず奨学金制度による支援は受けないという明確な意思表示を行っている。視点を変えれば、家計負担率50%は決して不可能な数字ではないということになる。つまり国立大生を対象とする奨学金の大部分は、それがなければ修学が困難であるような経済状態の学生に対して教育機会を保障するという機能を果たしているとは考えにくい。

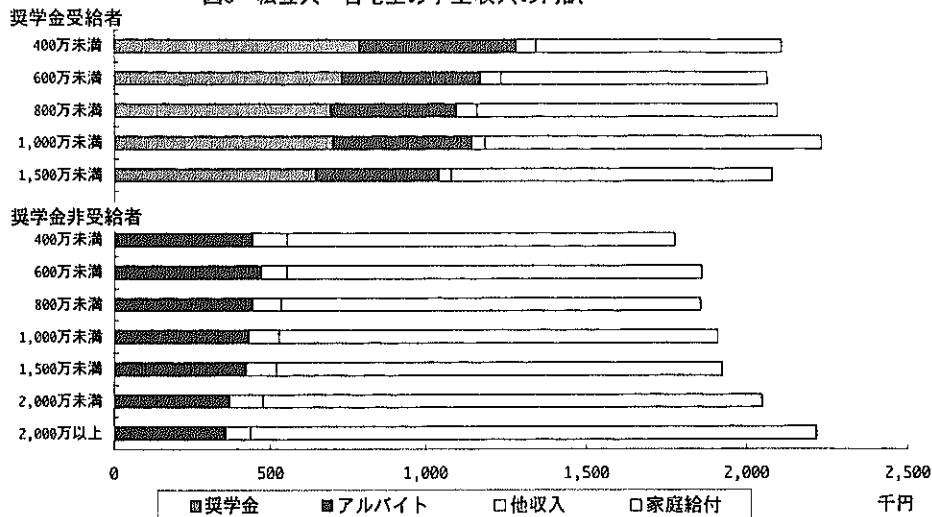
図5に示すとおり、家庭所得が高くなるにつれて家庭給付が増加しアルバイト収入は減少している。たとえば奨学金非受給の高所得層（家庭所得が1,000～1,500万円未満）では1,804千円という高額の家庭給付が行われているけれども、この金額は家庭所得の16%に過ぎず、特別な理由がない限り奨学金制度の支援を受ける必要はないはずである。ところが実際には、高所得層の17%が奨学金を受給しており、そこでの家庭給付は1,296千円に抑えられる。ここでの奨学金は、経済的理由により修学が困難な学生を支援するクリティカルな制度でなく、独力で修学に要する経済的負担が可能な家計に対する低利息の融資という意味合いが強くなる。

6-4. 私立大の自宅生

私立大生の学生生活費の最大の特徴は、授業料やその他の学納金などからなる学費の高さにある。国立大の平均学費627千円に対して私立大はその2倍を超える1,317千円。高額の学費がそのまま修学費用の増大をもたらしており、当然、奨学金を通じた支援の必要性は高まると考えられる。

私立大自宅生の収入内訳についてみたものが図6である²⁰⁾。奨学金を受給していない場合、家庭所得が高くなるにつれて家庭給付額が増加し、学生収入も増加する。すなわち家庭所得400万円未満の学生収入は1,777千円、400～600万円未満および600～800万円未満では186万円、……、そして1,500～2,000万円未満は2,049千円となっている。低所得層（家庭所得400万円未満）と超高所得層（1,500～2,000万円未満）を比較すると、学生収入の総額では272千円の差がある。他方、奨学金を受給している低所得層の学生の収入をみると、家庭給付が770千円、アルバイト収入495千円に加えて奨学金780千円を受給しており、その収入総額2,108千円は超高所得層の奨学金非受給者を上回る。家庭所得400～600万円未満および600～800万円未満の奨学金受給者の場合も、収入総額は超高所得層の奨学金非受給者を上回る。その一方で、極端な高所得層を除けば私立大自宅生の学生生活費は180万円に満たない（表7）。このことからもわかるように、私立大自宅生への奨学金受給額は修学継続に必要となる収入を保障するという社会的役割を大きく越え、学生生活に経済的ゆとりをもたらすものとなっていることがわかる。

図6 私立大・自宅生の学生収入の内訳



検討を要するのは、結果的に高所得層を上回る学生収入をもたらしている高水準の奨学金の受給金額だけではない。家庭所得400万円未満の低所得層のうち奨学金を受給していない者の比率は37%に達し、しかもその大半(34%)は申請すら行っていない。家計負担率44%という重い経済的負担に直面しており、本来ならば中心的な支援対象であるはずの低所得層のかなりの部分が奨学金制度を通じた経済的支援を拒否しているのである。他方、高所得層(家庭所得が1,000～1,500万円未満)であれば奨学金非受給者の1,403千円という高額の家庭給付も家庭所得の13%程度に收まり、特別な理由がない限り奨学金制度が支援を行う必要はないはずである。ところが実際には、奨学金を受給している高所得層の比率は11%、例外というにはあまりに高い水準にある。本来必要としているはずの低所得層の少なからぬ部分から拒否され、そして社会的な必要性を認めにくい高所得層の少なからぬ部分が奨学金制度からの支援を受けているのである。国立大下宿生の場合と同様に、奨学金制度が抱えるもう一つの問題といえよう。

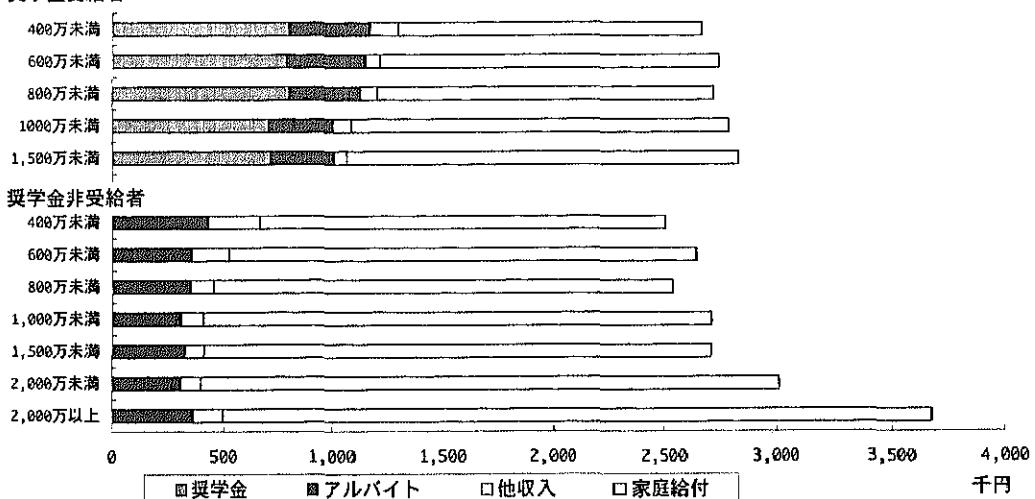
6-5. 通学圏外の私立大学

最後に、修学に要する費用負担の最も重い私立大の下宿生についてみてみよう。学生生活費を比較すると、国立大下宿生の180～190万円、私立大自宅生の170～180万円を大幅に上回り240万円前後となっている(表7)。経済的負担がこれだけ重いにもかかわらず、通学圏外の私立大という教育機会が低所得層に対して閉じられているわけではない(図2)。経済的支援が最も強く求められるこれらの学生に対し、奨学金はどのような支援を行っているのだろうか。

家庭所得が400万円未満の下宿生についてみると(図7)、奨学金受給率は69%で平均受給額は803千円となっている。家庭給付1,372千円は家庭所得285万円の48%に相当し、アルバイト収入369千円などが加わり収入総額は2,668千円。これは、家庭所得が1,000～1,500万円で奨学金非受給の学生とかわらない高水準の金額である。ここでも、修学に必要となる収入を保障するという奨学金が社会的に期待される機能を上回るものとなっている。

奨学生受給者

図7 私立大・下宿生の学生収入の内訳



私立大の下宿生も例外ではなく、家庭所得が400万円未満でありながら奨学生を受給していない者の比率が31%に達している。アルバイト収入を増やし生活費を抑制したところで奨学生の代替とすることは難しく、結局は家庭からの給付に依存せざるをえない。その結果、給付額は1,843千円に達し、家計負担率は70%という極端に高い値となる。これだけ経済的に厳しい状況にあるにもかかわらず、奨学生未受給者31%のうち日本学生支援機構の奨学生に申請し不採用となったものはわずか1%にすぎず、30%は奨学生の申請を行っていない。最も経済的支援を必要としているはずの低所得層の私立大下宿生でも、奨学生なしで修学の継続が可能である。もしもこれが現実であるならば、そもそも学生の修学支援という特化した目的を掲げる大規模な奨学生制度は不要ということにもなりかねない。

6-6. 中途退学生からみた奨学生制度

学生収入・学生生活費と奨学生との関係についての分析結果から、1.奨学生による支援を受けずに修学を継続している低所得層が少なくないこと、2.奨学生受給額はやや過剰な水準にあること、が明らかになった。それにもかかわらず、「経済的理由」により大学を中退するケースが増えているという。この矛盾した状況について、最も高額の修学費を要する通学圏外の私立大に通う学生のケースをとりあげ考えてみよう。

遠隔地の私立大に通う場合、学寮に居住することで住居光熱費は346千円、食費は283千円にそれぞれ抑えることができる。これに学費を加えた金額に相当する収入（190万円弱）があれば修学継続は可能となるはずである。日本学生支援機構によるきぼう21プラン奨学生を通じて現在では年間120万円の貸与を受けることができるから、70万円弱のアルバイト収入があれば家庭からの給付は不要となる。そして、アルバイトを通じて70万円弱の収入を得ることはそれほど困難ではない。つまり、奨学生制度の拡充を通じて、家庭からの経済的支援が限界に達し中退に至るというパターンはすでに過去のものとなったということである。それにもかかわらず経

済的事由による中退が増えているという。一つの可能性として考えられるのは、厳しい雇用情勢のなか、家計からの支援を得るどころか家計を支えることを求められるケースである。家計を支えるためには、自身の学費に加えて相当額の収入を稼がなければならない。ところが、特別な知識や技術をもたない学部生が短時間で高額の所得を得ることはほぼ不可能であり、修学の継続はほとんど不可能に近い。このような問題状況におかれられた学生にとっては、修学の支援に限定された現在の奨学金制度は全く無力なものでしかない。

7. 包括的学生支援システムに向けて

低授業料政策をとっているにもかかわらず、国立大生の出身家庭の所得分布は私立大生とほとんどかわらなくなっているのではないか。なかでも特に、国立大の規模が抑制されてきた東京圏でこのような傾向が顕著にみられるのではないか。そしてその背景には、家計の経済的負担能力に制約されることなく進学先大学の選択が行われているという実態があるのではないか。分析結果を通じて、上記の三仮説のほぼ全てが実際に確認された。地域間格差に関する分析からは、国立大の地方分散・大都市抑制政策が、経済的負担の軽い高等教育機会を提供することで機会の均等を促進するという国立大の政策目的の実現を阻害するという皮肉な帰結をもたらしていることが明らかになった。

もちろん、奨学金制度が特に低所得層による高等教育機会へのアクセスを経済的に支援していることは間違いない。その一方で検討を要する課題も多い。第一に、奨学金受給額は、修学継続に必要となる収入を得ることが困難な学生に対して不足分を支援するという社会的役割を大きく越え、学生生活に過剰ともいえる経済的ゆとりをもたらすものとなっている。奨学金を受給している低所得層の学生収入が高所得層の学生収入を上回るという現状は、健全なものとはいえないのではないか。第二に、独力で修学に要する費用を負担することが可能な高所得層に対しても奨学金による経済的支援が行われている。奨学金は、高所得層に対する低利息の融資ではないはずである。第三に、最も経済的支援を必要とするはずの低所得の私立大下宿生の少なからぬ部分が、奨学金への申請さえ行っていない。本当は必要とされているにもかかわらず何らかの要因で申請が行われていないのか、あるいはそもそも奨学金による支援がなくとも修学継続は可能ということかもしれない。いずれにせよ、学生への経済的支援という特化した目的を掲げる大規模な奨学金制度の根幹にかかる大問題であることに間違いない。

家計の経済的負担力に制約されることなく大学選択が行われており、しかも、通学圏外の私立大に進学した低所得層ですら必ずしも奨学金による経済的支援を求めているわけではない。だからといって、学生への経済的支援は十分であるということでは決してない。第一に、厳しい雇用情勢のなか、修学の支援という枠組みのもとにある奨学金では対応不可能な、経済的に教育機会の均等が阻まれる状況が増加している可能性がある。現在の奨学金受給額は、修学支援に限定すればやや過剰かもしれないけれども、家計の維持という困難な状況に直面した学生からみれば寡少なものでしかない。第二に、2兆円規模と推定される奨学金や授業料免除などは、いずれも進学および在学時を対象とする経済的支援である。このタイミングでの経済的支

援に限定すれば、分析結果が示すように効果をあげることは困難かもしれない。しかしながら、視野を拡げて進学前や卒業後を含めて考えてみれば、高等教育機会の均等を実現する上でできること、なすべきことはまだまだあるはずである。

たとえば「教育達成における階層較差」仮説について考えてみよう。仮に低所得層において早期に大学への進学意欲が低下しているとすれば、進学時にどれだけ手厚い経済的支援を行ったとしてもすでに手遅れである。おそらくは、義務教育段階までさかのぼりインセンティブ・デバイド（苅谷 2001）と呼ばれるこの状況を改善しない限り、高等教育機会の均等を実現することは難しい。あるいは経済的に厳しい状況にあるはずの低所得層からも奨学金制度が拒絶されている理由を考えてみてもよい。大卒の三割は卒業段階で就職しておらず、卒業後三年間のうちに離職するものの割合も三割に達するという。大多数の奨学金は貸与方式をとっており、今日の厳しい就職状況のなかで、巨額の負債となって跳ね返ってくる奨学金リスクは極めて大きい。経済的な困難を伴うにしても借りずに済むのであれば敢えて将来のリスクを抱え込むことはないという判断は、極めて合理的である。つまり、拒絶されているのは奨学金制度ではなく労働市場とのリンクに失敗している大学教育であるということである。大学卒業後に直面する問題は、労働市場との関係にとどまらない。長期的な安定性が失われ個人化・高リスク化した選択的人生から逃れられない若者の成人期への移行をいかにして支援するか²¹⁾。青少年行政の中で脚光を浴びつつあるこの大問題に対して、大学教育はどのような解答を出すことができるだろうか。進在学時に限定した経済的支援という近視眼的な制度的枠組みを越えて、大学教育の魅力向上を起点とする包括的学生支援システムを構築すること。このようなシステム設計思想のもとで、はじめて奨学金制度も有効に機能するのではなかろうか。

- 1) 内田千代子「大学における休・退学、留年学生について」『大学と学生』第460号、2003. 日本私立学校振興・共済事業団『『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告』、2003.
- 2) データは、文部科学省編『学生生活調査報告（大学と学生 臨時増刊）』各年度版。
- 3) 家計の経済的負担力を直接計測することは困難なので、本稿ではその代理変数として家庭所得を用いることとする。
- 4) ここでの分析は大学星間部全体についてのものであり、たとえば学費が非常に高額となっている私立大の医歯系統学科などでは、依然として国立大生において低所得層の構成比が高くなっている（国立大学協会2005）。
- 5) 学生生活調査の分類にしたがって、ここでは、授業料、他の学納金、修学费、課外活動費、通学费を学費と分類し、食費、住居光熱費、保健衛生費、娯楽嗜好費、他の日常費を生活費とした。両者を合計したものが学生生活費となる。
- 6) 調査報告書（文部科学省編『大学と学生 学生生活調査報告』（臨時増刊））に掲載されている家庭所得分布に関する集計をみても、世帯主の年齢層はコントロールされていない。ただしここでは所在地や居住形態による違いについては考慮されていない。
- 7) ここでは国立大は学費が低い水準に抑制されているにもかかわらず低所得層が多いわけではないという事実の指摘にとどめ、5節3項においてさらに考察を深める。
- 8) 家庭所得が5,000万円以上という例外的な高所得家庭（私大生全体の0.6%）は、ここでの分析対象からは除外した。
- 9) 東京圏の下宿生の場合は例外的に、学費が120～140万円未満のグループの家庭所得が高く10,086千円となっている。ただし、学費が高くなるほど家庭所得が高額になるというわけではなく、学費140～200万円未満のグループでは9,146千円へと低下する。少なくとも学費が高くなるほど家庭所得も上がるという一貫した傾向はない。
- 10) 表3では、家庭所得5,000万円以上という例外的な高所得家庭（私大生全体の0.6%）を除外していない。構成比が極端に低いため、これらの例外的サンプルは分析結果にはほとんど影響しないからである。
- 11) 推計にあたり、『平成14年度学生生活調査報告』（大学と学生 474号）に掲載されている学生数を用いた。なお、ここでの日本学生支援機構による奨学金推計額はやや過剰な値となっている。
- 12) これらの金額は授業料免除を受けていない学生の平均値である。
- 13) 国立大の地方分散政策の概要については黒羽（2002）を参照。
- 14) 地域別に国立大の収容率を比較しても、他地域の25%に対して東京圏は11%、京阪神も14%と低い水準にある（本稿6節を参照）。
- 15) ここでの議論の鍵となっているのは、設置者および居住形態別に比較したときの学生生活費の格差である。周知のように理工系では私立大の学費は高く、そのため私立大自宅生の学生生活費は国立大下宿生を上回る。ただし差額は15万円程度と小さい。他方、私立大の学費が極端に高い水準に設定されている医歯系統について、教育機会の均等を実現するうえで国立大が果たしている役割は自明であり、以下の議論では対象外とする。
- 16) 国立大入学者にしめる地元高校出身者の比率をみても、東京圏の44%、京阪神の50%に対して、他地方では36%と低い水準にある。
- 17) 事実、大学審答申『平成12年度以降の高等教育の将来構想について』（平成9年1月）のなかで、これまでの大都市抑制策は収容力の地域間格差を是正した一方で、同時に大都市部の学生にとって進学が難しくなるという副作用について指摘されている。その後、中教審答申『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』（平成14年8月）を受けて大都市抑制策は撤廃された。また、地方国立大と地域社会の関係をテーマとするIDEの特集号（『IDE 現代の高等教育』No.431、2001）をみても、教育機会の均等や地元地域の進学率向上についての議論はほとんどない。ここでの議論の範囲を超えるけれども、教育機会を地域の低所得層に対して積極的に開放することはあくまで役割の一部であり、国立大にはその他にもさまざまな重要な役割が期待されていることも併記しておく。
- 18) 国立大自宅生で、家庭給付を除いてなお110万円以上の収入を得ている学生の比率は20%程度にとどまる。また、学生が110万円の収入を得るために必要とされる給付額が家庭所得に占める比率（家計負担率）に着目すると、40%以上が全体の11%、25-40%未満が15%、20-25%未満が12%となる。
- 19) 私立大自宅生で、家庭給付を除いてなお170万円を得ている学生の比率は12%程度である。学生が170万円の収入を得るために必要とされる給付額が家庭所得に占める比率をみると、40%以上が26%、25-40%未満が26%、20-25%未満が9%となる。
- 20) 压倒的な高所得層が多数を占める医歯系統について、本節でも分析対象から除外している。また、5節でみたおり私立大では低所得層であっても授業料免除を受けているものの比率は低くなっていることから、分析対

象を授業料免除を受けていない学生に限定した。
21) この問題に関しては、たとえば宮本（2002）を参照。

- 金子元久 1998 「国立大学の役割」 平成7～9年度科学研究費補助金（基盤研究(A)(1)）研究成果報告書『高等教育のシステムと費用負担』, pp.38-45.
- 刈谷剛彦 2003 「教育における階層格差は拡大しているか」 樋口編『日本の所得格差と社会階層』 日本評論社, pp.129-143.
- 黒羽亮一 2002『大学政策 改革への軌跡』玉川大学出版部, pp.179-210.
- 国立大学協会 2005『21世紀日本と国立大学の役割』pp.37-38.
- 宮本みち子 2002『若者が『社会的弱者』に転落する』洋泉社.

【付記】

本稿は、学生調査再分析研究会（代表 金子元久東京大学教授）における研究活動の一環としてまとめられたものである。

Equality in Higher Education Opportunity and Student Financing
Patterns in Japan

Takeshi KATO, University of TSUKUBA

In this study, social and economic conditions of student life are discussed on the basis of 2002 MEXT survey on the student life in Japan. Main findings are as follows;

1)Although tuition fee among national university is lower, there exist small difference in the income of students' parents between national and private universities. This tendency is particular in Tokyo metropolitan area, where expansion of the number of national university student are restricted until recently.

2)In spite of the wide difference in the school expenses between universities, income level of students' parents do not affect their university choice.

3)Dispersion of national universities around the country results in the obstruction of them to promote equal higher education opportunity.

A conclusion drawn in the consideration of above-mentioned analysis is that student support programs should not be restricted only for students, but should be designed as a part of the comprehensive youth supporting system.